

( 公 印 省 略 )  
答 申 第 1 8 8 号  
令和 6 年 10 月 29 日

兵庫県知事職務代理者副知事 服 部 洋 平 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不訂正決定に係る審査請求  
に対する決定について（答申）

令和 6 年 6 月 18 日付け諮問第 21 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記  
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

店舗の騒音に関する相談記録不訂正の件

## 第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が行った不訂正決定は妥当である。

## 第 2 諮問経緯

### 1 保有個人情報の開示決定等

- (1) 令和 5 年 12 月 22 日付けで、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 令和 5 年 12 月 26 日、実施機関は、保有個人情報の開示決定をし、同日付けで開示決定通知書を送付した。

### 2 保有個人情報の不訂正決定等

- (1) 令和 6 年 2 月 16 日付けで、審査請求人は、特定年月日に審査請求人が実施機関の職員に相談した騒音苦情に関する相談記録（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、法第 91 条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (2) 令和 6 年 3 月 11 日付けで、実施機関は、本件訂正請求のあった別表の 1 から 5 までの項目について訂正又は削除することについて、訂正又は削除しないこととする不訂正決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和 6 年 5 月 31 日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

令和 6 年 6 月 18 日、兵庫県知事は、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件審査請求の理由等は、次

のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、訂正するよう求める。

2 本件審査請求の理由

実施機関が不訂正とした当該文書の内容が誤っていると考える。訂正請求の趣旨及び理由（別表）のとおりである（●●市が開示をした資料を添付）。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

本件対象保有個人情報、特定年月日に審査請求人が実施機関の職員に相談した騒音苦情に関する相談記録であり、審査請求人が求める訂正内容は別表における番号1から5のとおりである。

しかし、職員の認識と審査請求人の認識の相違等を理由とした訂正請求については、法第92条の規定に該当しない。

2 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、●●市作成の審査請求人に係る苦情相談記録を審査請求書に添付しているが、同市作成の記録内容と本件対象保有個人情報（特定年月日の審査請求人の電話での相談内容）が一致すべき関係にはないこと、及び特定年月日の電話相談についての資料は本件対象保有個人情報の他になく、訂正請求に係る本件対象保有個人情報の内容が事実と異なることが客観的に確認できない。

また、県民からの相談への対応記録についてどの程度まで記録すべきかについては定めがなく、対応記録という文書の作成目的に必要な程度に要約して記載することは実施機関の裁量に委ねられていることから、審査請求人の主張どおりに訂正する必要はない。

そもそも相談記録はその性質上、対応した職員のその時点での認識について記載したものであるから、審査請求人の主張する訂正を行うことは、過去に認識した内容を実際に認識していない内容に書き換えることになるため妥当でない。

よって審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないので、本件審査請求の棄却を求める。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報について、その一部の訂正を求めるものであり、実施機関は、不訂正とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

### 2 訂正の要否について

#### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法第90条第1項において、同項第1号及び第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら具体的に主張する必要がある。

そして、請求を受けた行政機関の長等が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法第92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

#### (2) 訂正請求の対象となる「事実」について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号に該当する。

当審議会において、本件対象保有個人情報である当該相談記録を確認したところ、本件処分において不訂正とされた部分には、実施機関の職員が、特定年月日において審査請求人が述べた相談内容を聴取した要旨が記録されていると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法第90条の訂正請求の対象となり得る「(審査請求人が話した内容としての) 事実」には該当すると認められる。

### (3) 訂正請求対象情報の法92条該当性について

上記(1)及び(2)の考え方を踏まえ、本件訂正請求の対象情報の法92条該当性について、以下検討する。

ア 当審議会において確認したところ、本件対象保有個人情報である当該相談記録は、実施機関における県民からの当該相談を受ける担当課において、当該相談の経緯及び概要を記録し、経過を明らかにしておくことを目的として作成される公文書と認められる。

イ 審査請求人の主張する審査請求の理由によると、審査請求人は、「当該文書の内容が誤っていると考える」等として、別表「訂正請求の趣旨及び理由」のとおりで、●●市が開示した資料を添付するとの主張を行っている。

しかし、上記アのとおり、本件対象保有個人情報である当該相談記録は、実施機関における県民からの当該相談を受ける担当課において、その経緯及び概要を記録し、経過を明らかにしておくことを目的として作成されるものであり、作成された時点において実施機関が把握した経過が記録されることが必要となるものである。したがって、審査請求人が要望等する文言に書き換えると、作成された時点において実施機関が把握していた経過が定かではなくなり、当該経過を明らかにしておくという本件対象保有個人情報の利用目的の達成に支障が生ずると考えられることから、本件訂正請求は、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

ウ 審査請求人は、上記第3のとおり、本件対象保有個人情報の記録内容につき、審査請求人が認識している事実と異なり内容が誤っている等と主張し、別表「訂正請求の趣旨及び理由」のとおりの内容とする訂正を求め、●●市が開示した資料を証拠として添付している。

しかし、審査請求人のこれらの主張は、審査請求人として認識している出来事等を述べているものの、相談記録における記録内容が事実と異なることを示す、客観的証拠を提示されているものとは認められない。

エ 以上を踏まえると、本件訂正請求は、法第92条の「訂正請求に理由がある」と認めるときに該当するとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

上記2のほか、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 訂正請求の趣旨及び理由

番号	対象文書の 記載内容	訂正請求書における訂 正を求める内容	訂正を求める理由（要旨）
1	●●市には、周辺は住宅が建っているのに、工業地域指定になっているので、それを外すように依頼した	市全体が市街化区域であり、用途地域が定められている。用途地域（工業地域）を外すことは出来ないなので、変更してもらいたい。	—
2	店舗が対応しない。	店舗が対応をしたが、直っていない。	市は総合的に判断して直っていると言っている。グレーチングの音がまだしているので、こちらは直っていると考えていない。
3	●●市の要請により	削除	●●市の要請とは考えられない
4	今よりうるさい業者が来たら困る。	削除	住民との話し合いで、当該発言はなかった。
5	自分（審査請求人）所有の駐車場を人に貸したことから、	削除	貸して欲しいとの話はあったが貸していない。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年6月18日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和6年8月1日 第1部会(第105回)	・ 実施機関の職員から不訂正理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年9月12日 第1部会(第106回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和6年10月25日 第1部会(第107回)	・ 審議
令和6年10月29日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代